

地下水の保全及びかん養に関する指針

(2019年) 平成31年2月8日

アルプス地域地下水保全対策協議会

地下水の保全及びかん養に関する指針

地域共有の貴重な財産である松本盆地の地下水を、将来にわたり守り育てるために、アルプス地域地下水保全対策協議会(以下「協議会」という。)は、協力して施策を推進し、住民や事業者と協働して、地下水の保全及びかん養に取り組むことを目指します。

1 地下水資源の保全

水循環基本法の基本理念に基づき、地下水を「公共性の高いもの」と位置付け、地域の特性を活かしながら、地下水を将来にわたって持続的に利用できる環境を整えます。

- (1) 地域内の地下水の利用実態の把握に努めます。
- (2) 地域全体の水収支を考慮した持続可能な利活用の方策について検討を行い、住民や事業者との合意形成を図ります。

2 水質の保全

地下水の水質を良好な状態で保全し、汚染の未然防止に努めます。

- (1) 有害物質による地下水汚染の未然防止のため、関係機関と協力して啓発に努めます。
- (2) 特に有害物質を取扱う事業場を把握し、適正な管理を促すことにより、有害物質の不適切な取扱いによる地下水汚染の未然防止に努めます。
- (3) 地下水の硝酸性窒素汚染対策として、家畜排せつ物の適正処理、農地の施肥の適正化等の取組みについて、啓発活動を行います。

3 地下水のかん養等の取組み

地域全体の健全な水循環を守るため、地下水の貯留及びかん養機能の維持及び向上を図ります。

- (1) 透水性舗装、雨水浸透施設等の普及を促進します。
- (2) 山林や水田等が持つ地下水かん養機能の保全に努めます。

4 調査の実施

地下水の保全及びかん養を推進する際の基礎資料とするため、広域的な地下水調査を定期的に行い、地域全体の地下水の状況を把握します。

- (1) 関係機関と連携して、広域的な地下水調査を定期的を実施します。
- (2) 地域内で実施している地下水調査結果を集約し、地域全体の地下水位等の動向を評価することにより、地下水の継続的な監視を行います。

5 情報の共有

関係機関と連携して、地下水の保全に関する必要な情報を収集し、情報共有を行います。

- (1) 地下水の保全に関する情報を収集し、共有します。
- (2) 得られた情報を精査し、協議会構成団体外の組織等に対して地下水保全に関する普及啓発活動を行うことにより、地下水保全の周知・啓発に努めます。

アルプス地域地下水保全対策協議会

松本市	環境部 環境保全課	0263-34-3267
大町市	民生部 生活環境課	0261-22-0420
塩尻市	市民生活事業部 生活環境課	0263-52-0280
安曇野市	市民生活部 環境課	0263-71-2491
麻績村	住民課	0263-67-3001
生坂村	住民課	0263-69-3113
山形村	住民課	0263-98-3112
朝日村	建設環境課	0263-99-4103
筑北村	住民福祉課	0263-66-2111
池田町	住民課	0261-62-2203
松川村	住民課	0261-62-3112
長野県	松本地域振興局 環境課	0263-40-1941
長野県	北アルプス地域振興局 環境課	0261-23-6563